

テーマ 1

課税の対象の概要

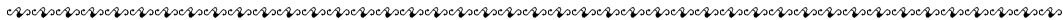
項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
1－1 課税の対象の概要	――	――

1 - 1 課税の対象の概要

ポイント整理

■ 取引の全体像

国 外 取 引	資 産 の 譲 渡 等 以 外			→	不課税取引	課 税 の 対 象
	資 産 の 譲 渡 等			→	不課税取引	
国 内 取 引	資 産 の 譲 渡 等 以 外			→	不課税取引	
	資 産 の 譲 渡 等	非 課 税 資 産 の 譲 渡 等		→	非課税取引	
		課税資産 の譲渡等	〇%課税	→	免 税 取 引	
			4%課税	→	課 税 取 引	
輸 入 取 引	外 国 貨 物	非 課 税 貨 物		→	非課税取引	
		課税貨物	〇%課税	→	免 税 取 引	
			4%課税	→	課 税 取 引	



■ 概 要

間接税である消費税は、その流通の過程で二重三重に税金が課されないように、多段階累積控除という方法で納付税額を計算することとなる。

《多段階累積控除》

$$\text{預かった消費税額} - \text{支払った消費税額} = \text{納付すべき消費税額}$$

このため、消費税法の学習上、最も重要な論点は、どの取引に消費税が課され、どの取引に消費税が課されないのかを正確に分類することである。

そこで、まず第一にすべての取引を「課税の対象となる取引」と、「課税の対象とならない取引（＝不課税取引）」とに分類することから始める。

消費税の課税の対象は、「国内取引」と「輸入取引」からなっており、「国外取引」は、課税の対象とはならない。

課税の対象

〈メ モ〉

テーマ 2 国内取引の課税の対象

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
2-1 国内取引の課税の対象		
1 課税の対象	法4①	☆☆☆
2 資産の譲渡等	法2①八	☆☆☆
3 国内取引の課税の対象の4要件	—————	☆☆☆
2-2 国内取引の判定		
1 資産の譲渡又は貸付けの場合	法4③一、令6①	☆☆☆
2 役務の提供の場合	法4③二、令6②	☆☆☆
3 金銭の貸付け等の場合	令6③	☆☆☆
2-3 事業者が事業として行うもの		
1 事業者が事業として行うもの	—————	☆☆☆
2 付随行為	令2③	☆☆☆
2-4 対価を得て行うもの		
■ 対価を得て行うもの	—————	☆☆☆
2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供		
■ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供	—————	☆
2-6 資産の譲渡等の範囲		
1 資産の譲渡等に類する行為	法2①八、令2①	☆
2 収 用	令2②	☆☆
3 付随行為	令2③	☆
2-7 みなし譲渡		
■ みなし譲渡	法4④	☆☆☆

2-1 国内取引の課税の対象



ポイント整理

1 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**には、消費税を課する。

2 資産の譲渡等（法2①八）

事業として対価を得て行われる**資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供**（代物弁済による資産の譲渡その他对価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

※ カッコ内についてはテーマ2-6にて詳細に学習

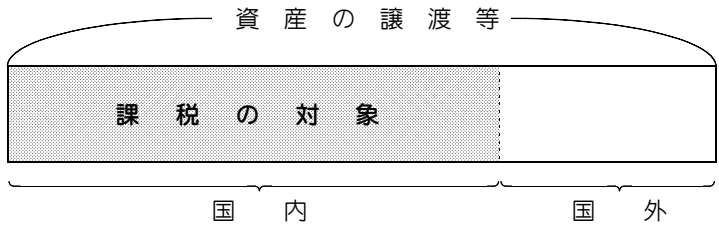
3 国内取引の課税の対象の4要件

- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

■ 国内取引の課税の対象

国内取引の課税の対象は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」である。

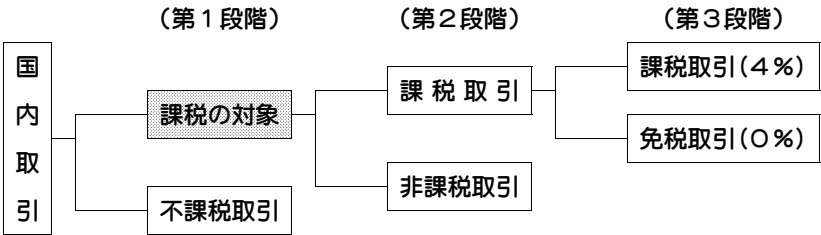
この場合の「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」である。



① 参考 消費税を課する

「消費税を課する。」とは、消費税法を適用することを意味する表現であり、「課税の対象＝4%課税取引」にはならないことに注意する。

《国内取引の分類》



2-2 国内取引の判定

 ポイント整理

1 資産の譲渡又は貸付けの場合（法4③一、令6①）

原則	譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 その資産の所在場所
例外	その資産が船舶、航空機、特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 登録をした機関の所在地 その他一定の所在地等

2 役務の提供の場合（法4③二、令6②）

原則	役務の提供が行われた 場所
例外	その役務の提供が運輸、通信その他国内及び国外にわたって行われるものである場合には、 出発地、発送地又は到着地 その他一定の場所

3 金銭の貸付け等の場合（令6③）

貸付け等を行う者のその 貸付け等に係る事務所等の所在地

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目（令6①）

資 産 等 の 種 類	判 定 場 所
船 船	船舶の登録をした機関の所在地
航 空 機	航空機の登録をした機関の所在地
鉱 業 権	鉱業権に係る鉱区の所在地
租 鉱 権	租鉱権に係る租鉱区の所在地
採 石 権 等	採石権等に係る採石場の所在地
特 許 権	権利の登録をした機関の所在地 { 2以上の国において登録をしている場合には、 権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地 }
実 用 新 案 権	
意 匠 権	
商 標 権	
回 路 配 置 利 用 権	
育 成 者 権	
上記権利の利用権等	
著 作 権	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
特別の技術による生産方式 (ノウハウ)	
営 業 権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
漁 業 権	
入 漁 権	
有 価 証 券 (ゴルフ場利用株式等を除く)	有価証券が所在していた場所
登 録 国 債	登録国債の登録をした機関の所在地
合名会社等の出資者持分	持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金 銭 債 権	金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴ ル フ 場 利 用 株 式 等	ゴルフ場その他の施設の所在地
上記のほかその所在していた場所が明らかでない場合	譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

※ { 住 所 地……住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 事務所等の所在地……事務所、事業所その他これに準ずるものの所在地

④ プラスα 平成20年度本試験問題（理論）

甲社は、日本とイギリスの両国で登録されている外国法人D社の商標の専用使用権を国内で登録し、D社に対して使用料を支払った。

また、この商標権について、D社の承諾を得て内国法人E社に対して通常使用権を設定し、E社から使用料を受け取った。

⇒ 甲社のD社に対する使用料の支払いは、日本とイギリスの両国で登録されていることから、権利の貸付けを行う者の住所地で国内取引の判定をする。したがって国外取引となる。

⇒ 甲社のE社からの使用料の受取りは、甲社の専用使用権に基づく使用料であり、登録地が国内であることから国内取引となる。

④ プラスα 株券の発行がない株式等の譲渡に係る内外判定

株券の発行がない株式は、「有価証券に類するもの」に該当することとなるが、株券の発行がない株式はその所在場所がないことから、「その所在していた場所が明らかでない場合」に該当することとなり、「譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地（令6①九）」で判定することとなる。

また、株式の電子化により株券の引渡しが行われなくなった株式についても、同様に「譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地（令6①九）」で判定することとなる。

■ 船荷証券の譲渡に係る内外判定（基通5-7-11）

船荷証券の譲渡は、その船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、原則としてその船荷証券の譲渡が行われる時においてその貨物が現実には所在している場所により国内取引に該当するかどうかを判定する。ただし、その船荷証券に表示されている「荷揚地」が国内である場合のその船荷証券の譲渡については、その写しの保存を要件として国内取引に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、本邦からの輸出貨物に係る船荷証券の譲渡は、その貨物の荷揚地が国外であることから、国外取引に該当する。

《船荷証券の譲渡に係る内外判定》

原 則		貨物の所在場所で判定する
特 例	荷揚地が国内	国内取引に該当する
	荷揚地が国外	国外取引に該当する

④ 設 例

内国法人が課税貨物に係る船荷証券を他の内国法人に譲渡した。

なお、譲渡時において当該貨物は国外に所在し、当該船荷証券の荷揚地は国内である。

④ 解 説

「荷揚地が国内」とあることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。

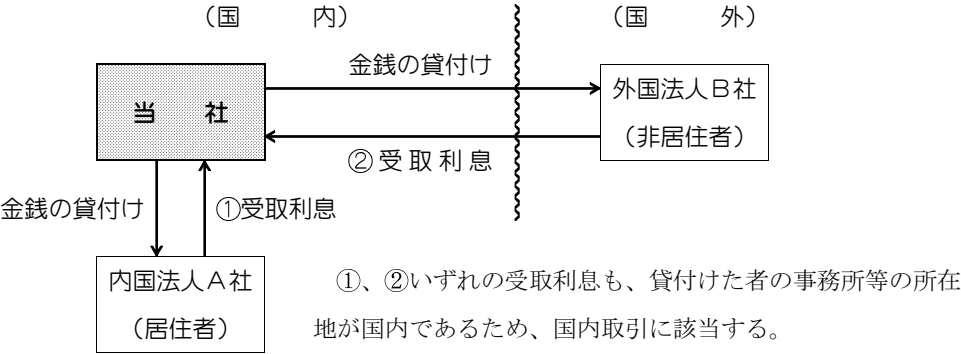
さらに、外国貨物（輸入許可前の貨物）の譲渡であるため、免税取引に該当する。

2 役務の提供の場合の例外の細目（令6②）

役 務 の 提 供 の 種 類	判 定 場 所
国 際 運 輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
国 際 通 信	発信地又は受信地のいずれか
国 際 郵 便 等	差出地又は配達地のいずれか
保 険	保険会社の保険契約の締結に係る事務所等の所在地
情 報 の 提 供	情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地
設 計	設計を行う者の設計に係る事務所等の所在地
生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供 〔専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る〕	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

3 金銭の貸付け等

利子に対価とする金銭の貸付け等の場合の内外判定は「その貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地」で行うため、貸付けの相手方が非居住者であっても、貸付けた者の事務所等の所在地が国内であれば国内取引に該当する。



2-3 事業者が事業として行うもの



ポイント整理

1 事業者が事業として行うもの

法 人	事業活動を行う目的で設立されるものであるため、その行う行為はすべて「事業として」に該当する。
個人事業者	「事業者の立場」と「消費者の立場」の二面性があり、「事業者の立場」で行う行為のみが「事業として」に該当する。

2 付随行為（令2③）

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。（詳細はテーマ2-6にて学習）

■ 概 要

法人においては、その行う行為はすべて「事業」に該当するため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定をする必要はない。

個人事業者においては、事業者の立場と消費者の立場の二面性があるため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定を行わなければならない。

(個人事業者の論点については、テキストNo.2で詳細に学習)

(1) 事業としての意義 (基通5-1-1)

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

(注) 1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する行為は「事業として」には該当しない。

2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、そのすべてが「事業として」に該当する。

(2) 個人事業者と給与所得者の区分 (基通1-1-1)

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいうため、雇用契約に基づき、給与を対価として役務の提供を行う者は、事業者に該当しない。



留意点

給与を対価とする役務の提供は不課税取引となる。

2-4 対価を得て行うもの



ポイント整理

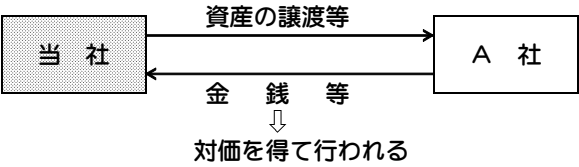
■ 対価を得て行うもの（基通5-1-2）

意 義	「対価を得て」とは、資産の譲渡等に対して反対給付を受けることをいう。
対 価 性 の な い 取 引	(1) 保険金、共済金等（基通5-2-4） (2) 損害賠償金（基通5-2-5） (3) 立退料（基通5-2-7） (4) 配当金（基通5-2-8） (5) 寄附金・祝金・見舞金等（基通5-2-14） (6) 補助金・助成金等（基通5-2-15） (7) 保証金・権利金等（返還義務があるもの）（基通5-4-3） (8) 収用に伴う収益補償金・移転補償金・経費補償金等（基通5-2-10）

(1) 「対価を得て行う」とは？（基通5-1-2）

資産の譲渡等に対して反対給付を受けることをいう。

【図 解】



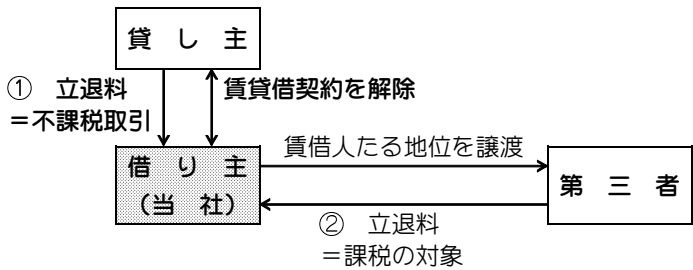
(2) 損害賠償金（基通5-2-5）

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金
課 税 の 対 象 と な る も の	① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する損害賠償金 ② 無体財産権の侵害を受けたことにより収受する損害賠償金 ③ 不動産等の明渡し遅滞により収受する損害賠償金

(3) 立退料（基通5-2-7）

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	建物等の賃借人が建物等の契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料
課 税 の 対 象 と な る も の	建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡した場合に収受する立退料

【図 解】



立退料は、上記の通達で明示しているように、原則として資産の譲渡等の対価に該当しないが、②の場合の立退料は、資産の譲渡等の対価に該当することになる。

(4) 借家保証金、権利金等（基通5-4-3）

建物又は土地等の賃貸借契約等の締結又は更改に当たって受ける保証金、権利金、敷金又は更改料（更新料を含む。）のうち返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、当該賃貸借契約の終了等に伴って返還することとされているものは、資産の譲渡等の対価に該当しない。

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	返還義務のあるもの
課税の対象となるもの	返還義務のないもの

(5) 解約手数料等（基通5-5-2）

予約の取消し、変更等に伴って予約を受けていた事業者が収受するキャンセル料、解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、資産の譲渡等の対価に該当しないが、解約手数料、取消手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	予約の取消し、変更等に伴うキャンセル料、解約損害金 （例）土地売買契約の破棄に伴い収受する違約金 宿泊旅館の予約変更に伴い収受する違約金
課税の対象となるもの	上記の請求等に応ずる事務手数料（解約手数料、取消手数料、払戻手数料等）

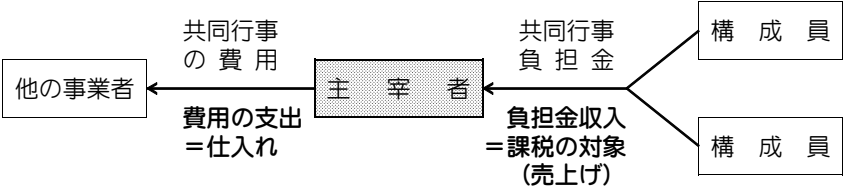
（注）上記の対価が区分されず一括授受されている場合は、全体が不課税取引とされる。

(6) 会費、組合費等、入会金（基通5-5-3、5-5-4）

同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等、入会金（返還しないものに限る。）については、その同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定する。

(7) 共同行事に係る負担金等（基通5-5-7）

同業者団体等の構成員が共同して行う宣伝等（以下「共同行事」という。）に要した費用を賄うためにその共同行事の主宰者がその参加者から収受する負担金等については、その主宰者において資産の譲渡等の対価に該当する。



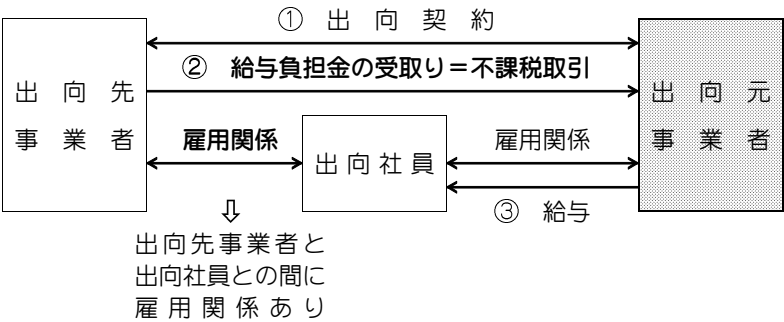
ただし、その共同行事のために要した費用の全額について、その共同行事への参加者ごとの負担割合が予め定められている場合において、その共同行事の主宰者が収受した負担金等について資産の譲渡等の対価とせず、その負担割合に応じて各参加者ごとにその共同行事を実施したものとして、その負担金等につき仮勘定として経理したときは、これを認める。

(8) 出向先事業者が支出する給与負担金（基通5-5-10）

出向先事業者が給与負担金を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金の額は、その出向先事業者におけるその出向者に対する給与として取り扱う。

(注) この取扱いは、出向先事業者が実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合にも適用する。

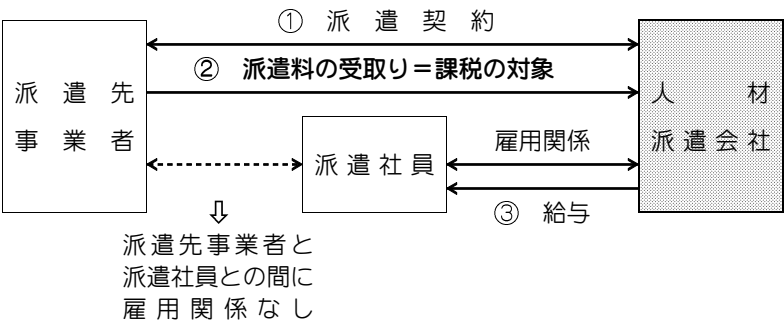
【図 解】



(9) 労働者派遣に係る派遣料（基通5-5-11）

労働者の派遣に伴い、派遣会社が派遣先から収受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する。

【図 解】



《派遣料と給与負担金》

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	給与、給与負担金（通勤手当等に該当する部分を除く。）
課税の対象となるもの	労働者派遣に伴い収受する派遣料

2 - 5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

ポイント整理

■ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

資産の譲渡	資産の譲渡とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいう。ゆえに、権利の消滅又は価値の減少は、資産の譲渡には該当しない。 (注) 資産の交換は、資産の譲渡に該当する。(基通5-2-1)
資産の貸付け	資産の貸付けとは、賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者に貸し付けたり、使用させる一切の行為をいい、資産に係る権利の設定も含まれる。(法2②)
役務の提供	役務の提供とは、請負契約、運送契約、寄託契約などに基づいて労務、便益、その他のサービスを提供することをいう。

~~~~~

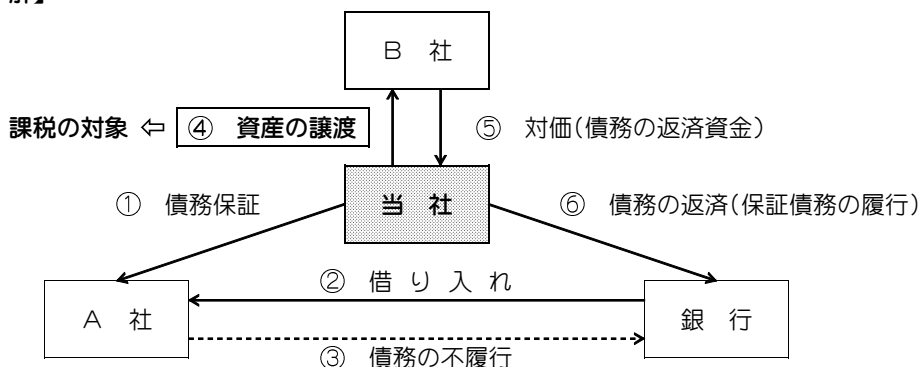
## (1) 非居住者が行う取引（基通5-1-11）

非居住者が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であっても、それが事業として対価を得て行われるものであるときは、これらの行為は、資産の譲渡等に該当する。

## (2) 保証債務等を履行するために行う資産の譲渡（基通5-2-2）

資産の譲渡は、その原因を問わない。したがって、他の者の債務の保証を履行するために行う資産の譲渡又は強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。

## 【図 解】



A社の銀行からの借入れについて当社が債務保証を行った場合に、A社が債務の履行を行わなかったときは、当社がA社の債務を弁済することになる。

## ④ 参考 強制換価手続

強制換価手続とは、租税法上、滞納処分、強制執行、担保権の実行として競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

この強制換価手続により、事業者の所有する資産が換価された場合には、事業者がその資産の譲渡を行ったものとして取り扱う。



## (3) 会報、機関紙の発行（基通5-2-3）

同業者団体、組合等が対価を得て行う会報又は機関紙の発行は、資産の譲渡等に該当するが、会報等が同業者団体、組合等の通常の業務運営の一環として発行され、その構成員に配布される場合には、その構成員に対するその会報等の配布は、資産の譲渡等に該当しない。

## (4) 自己株式の取扱い（基通5-2-9）

法人が自己株式を取得する場合（証券市場での買入れによる取得を除く。）における株主から当該法人への株式の引渡し及び法人が自己株式を処分する場合における他の者への株式の引渡しは、いずれも資産の譲渡等に該当しない。

## 2-6 資産の譲渡等の範囲

---



### ポイント整理

#### ① 資産の譲渡等に類する行為（法2①八、令2①）

- (1) 代物弁済による資産の譲渡
- (2) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (3) 金銭以外の資産の出資（一定のものを除く。）
- (4) 一定の信託をした場合における資産の移転等
- (5) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- (6) 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収

#### ② 収 用（令2②）

事業者が、土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、かつ、その権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

#### ③ 付随行為（令2③）

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

1 資産の譲渡等に類する行為

消費税法は「対価を得て行われる」取引を資産の譲渡等に該当することとしており、対価性のない寄附、贈与のような取引は資産の譲渡等に該当しないこととしている。

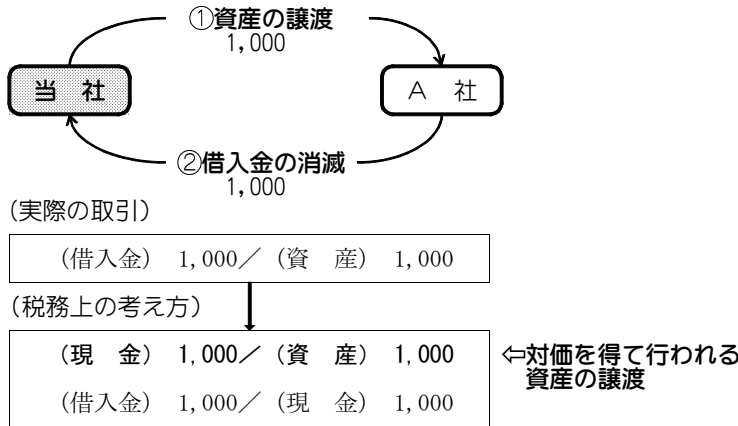
しかし、一見すると対価性のない取引であっても、そこに何らかの反対給付があるものは、対価性を有する取引として、資産の譲渡等に含まれることとなる。

資産の譲渡等に含まれる「資産の譲渡等に類する行為」には次のものが挙げられる。

(1) 代物弁済による資産の譲渡（→資産の譲渡）（法2①八）

代物弁済とは、借入金等の返済に物を充てる行為をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭（対価）で借入金を返済したと考える。

【具体例】当社は、A社へ資産を譲渡することによりA社に対する借入金を返済した。



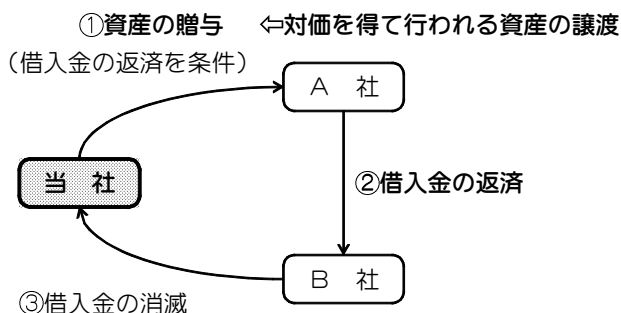
■ 代物弁済の意義（基通5-1-4）

「代物弁済による資産の譲渡」とは、債務者が債権者の承諾を得て、約定されていた弁済の手段に代えて他の給付をもって弁済する場合の資産の譲渡をいう。したがって、例えば、いわゆる現物給与とされる現物による給付であっても、その現物の給付が給与の支払に代えて行われるものではなく、単に現物を給付することとする場合のその現物の給付は、代物弁済に該当しない。

## (2) 負担付き贈与による資産の譲渡 (→資産の譲渡) (令2①一)

負担付き贈与とは、相手先に負担を付けて物を贈与する行為（例：借金を肩代わりさせることを条件とする資産の贈与）をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭（対価）で借金を返済したと考える。

【具体例】当社は、B社に対する借入金の返済を条件にA社へ資産を贈与した。



## ■ 負担付き贈与の意義 (基通5-1-5)

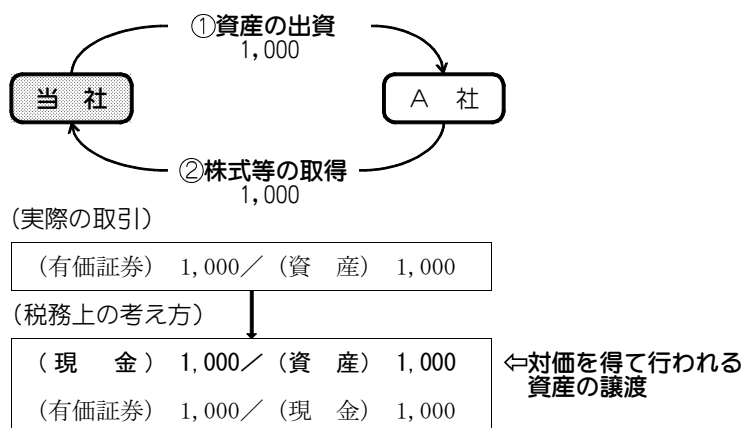
負担付き贈与とは、その贈与に係る受贈者に一定の給付をする義務を負担させる資産の贈与をいう。

なお、事業者が他の事業者に対して行った広告宣伝用の資産の贈与は、負担付き贈与には該当しない。

## (3) 金銭以外の資産の出資（現物出資） (→資産の譲渡) (令2①二)

現物出資とは、現物を出資して株式を取得する行為をいうが、税務上は「物を譲渡」したことにより取得した金銭（対価）で株式を取得したと考える。

【具体例】当社は、A社に対し資産を出資してA社株式を取得した。

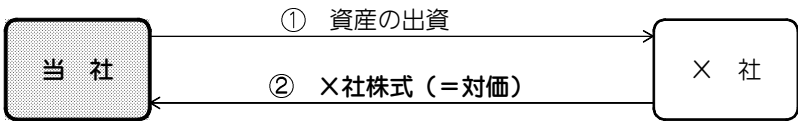


## ■ 金銭以外の資産の出資の範囲 (基通5-1-6)

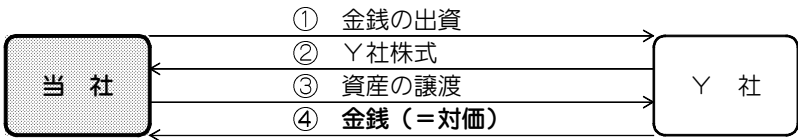
「金銭以外の資産の出資」には、事後設立（金銭出資により設立した法人に金銭以外の資産を譲渡する形態により行われるもの）は含まれない。したがって、事後設立における金銭以外の資産の譲渡に係る対価の額は、その譲渡について現実に対価として收受し、又は收受すべき金額となる。

 **研究 現物出資と事後設立**

- (1) **現物出資**  
金銭以外の資産により出資をすることをいう。



- (2) **事後設立**  
新たな法人を設立するため金銭の出資をし、その新たな法人と会社法に掲げる行為に係る契約を締結した場合におけるその契約に基づく金銭以外の資産の譲渡をいう。



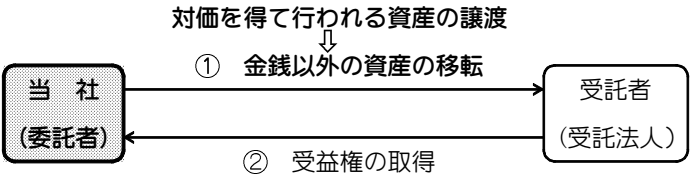
 **参考 事業承継と課税の対象**

|         |      | 消費税法上の取り扱い             |
|---------|------|------------------------|
| 相 続     |      | 包括承継のため、不課税取引          |
| 合 併     | 吸収合併 | 包括承継のため、不課税取引          |
|         | 新設合併 | 包括承継のため、不課税取引          |
| 分 割 等   | 新設分割 | 包括承継のため、不課税取引          |
|         | 現物出資 | 資産の譲渡等に類する行為に該当し、課税の対象 |
|         | 事後設立 | 資産の譲渡に該当し、課税の対象        |
| 吸 収 分 割 |      | 包括承継のため、不課税取引          |

(4) 一定の信託をした場合における資産の移転等（→資産の譲渡）（令2①三）

特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が資産（金銭以外の資産に限る。）の信託をした場合におけるその資産の移転は、委託者による信託資産の管理及び処分権の売却と考え、資産の譲渡に含める。

【具体例】当社は、法人課税信託を設定し、その受益権を取得した。



■ 信託行為に基づき財産を受託者に移転する行為等（基通4-2-1）

受益者等課税信託においては、次に掲げる移転は資産の譲渡等には該当しない。

- ① 信託行為に基づき、その信託の委託者から受託者へ信託する資産の移転
- ② 信託の終了に伴う、その信託の受託者から受益者又は委託者への残余財産の給付としての移転

（注） 事業者が事業として行う上記(4)に定める行為は、資産の譲渡等に該当する。

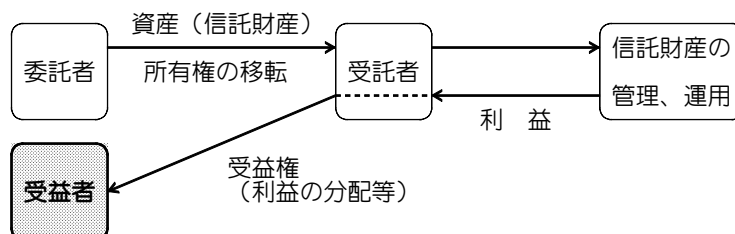
《信託行為に基づく資産の移転》

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 課税の対象とならないもの<br>（＝不課税取引） | 下記以外の信託            |
| 課 税 の 対 象 と な る も の      | 特定受益証券発行信託又は法人課税信託 |

## ① 参考 信託

信託とは、委託者が受託者に対し、財産権の移転その他の処分をし、受託者が信託目的に従って、受益者のために信託財産の管理、処分等を行うことをいう。

なお、信託行為により受益者として定められた者は、受益権を有する。



### ① 受益者等課税信託

土地信託などの信託については、名目上、信託財産の所有権は受託者に移転するが、その受託者ではなく、受益者がその信託財産を所有しているものとする。そこで、その受益者が資産の譲渡等及び課税仕入れ等を行ったものとみなして、消費税法が適用される（法14、テーマ9－1にて詳細に学習）。

受益者等課税信託においては、信託行為及び信託の終了に伴う資産（所有権）の移転は、資産の譲渡等に該当しないが、下記②③の信託に係る信託の設定は、資産の譲渡等に類する行為として、課税の対象となる（基通4-2-1）。

### ② 特定受益証券発行信託（法法2二十九ハ）

特定受益証券発行信託とは、受益証券発行信託のうち、利益留保割合が2.5%以下であることその他一定の要件を満たすものをいう。

特定受益証券発行信託の委託者が信託資産を移転した場合における、その発行される受益権（受益証券）は、有価証券に含まれ、その細分化された受益権（受益証券）の流通が可能となる。したがって、信託の設定に伴う資産の移転を委託者による資産の売却と考え、これを資産の譲渡等を含めて取り扱う。

### ③ 法人課税信託（法法2二十九の二）

法人課税信託とは、次に掲げる信託をいう。

- イ 受益証券発行信託（②に該当する信託を除く。）
- ロ 受益者等が存しない信託
- ハ 一定の課税回避を目的とした信託
- ニ 証券投資信託等以外の一定の投資信託
- ホ 特定目的信託

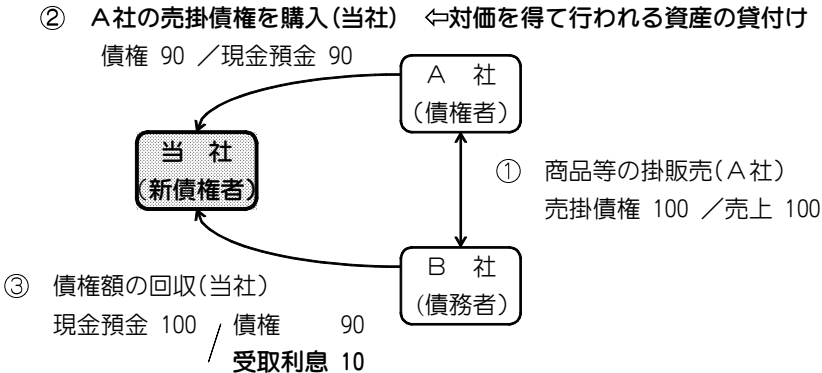
法人課税信託の委託者が信託資産を移転した場合には、その資産の移転は受託者（受託法人）に対する出資があったものとみなすこととなる。また、受益権は株式又は出資とみなされ、その受益者は株主等に含まれる。

したがって、受益者等が存しない信託を除き、現物出資があった場合と同様に、これを資産の譲渡等を含めて取り扱う。

(5) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（→資産の貸付け）（令2①四）

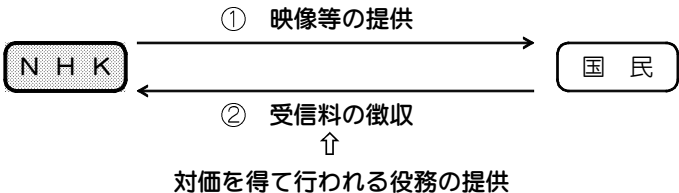
第三者が、当初の債権者から貸付金その他の金銭債権を譲り受ける行為は、利子を対価とする金銭の貸付けに該当する。

【具体例】当社は、A社から、A社がB社に対して有していた売掛債権（債権金額100）を90で購入し、B社から債権金額100を回収した。



(6) 不特定多数の者への送信に係る受信料の徴収（→役務の提供）（令2①五）

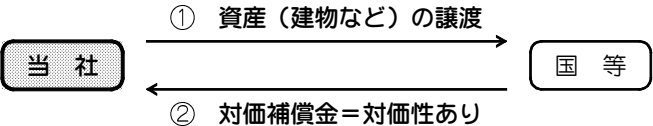
NHKによる「映像などの提供」に係る受信料を対価の範囲に含めるというものである。



2 収 用

収用とは、道路建設等の公共事業を円滑に行うために、土地収用法等の規定により、国や地方公共団体等が半強制的に土地や建物等を買収することをいう。

本来、補償金是对価性のない収入として不課税取引に該当するが、土地や建物の譲渡の見返りとして収受する対価補償金は対価性があるものとして取り扱う。



■ 対価補償金等（基通5-2-10）

課税の対象となる補償金とは、いわゆる**対価補償金のみ**を指すのであるから、収益補償金、移転補償金、経費補償金等は資産の譲渡等の対価に含まれない。

《補償金の具体例》

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 課税の対象とならないもの<br>（＝不課税取引） | 収益補償金、移転補償金、経費補償金等 |
| 課 税 の 対 象 に な る も の      | 対価補償金              |

- ① 対価補償金→資産（建物など）の譲渡対価として交付されるもの
- ② 収益補償金→減少する収益等を補填するために交付されるもの
- ③ 移転補償金→移転に要する費用を補填するために交付されるもの
- ④ 経費補償金→休業等により生ずる事業上の費用又は収用等の目的となった資産以外の資産の損失の補填に充てるために交付されるもの

3 付随行為（基通5-1-7）

個人事業者の場合には、「〇〇業を営んでいる」といったときの〇〇業が、「事業として」に該当するのであるが、例えば、事業活動の一環として又はこれに関連して行われる次に掲げるようなものも「事業として」に含まれることになる。

- (1) 職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者該当するものが対価を得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供
- (2) 職業運動家、作家等で事業者該当するものが対価を得て行う催物への参加又はラジオ放送若しくはテレビ放送等に係る出演その他これらに類するものための役務の提供
- (3) 事業の用に供している建物、機械等の売却
- (4) 利子を対価とする事業資金の預入れ
- (5) 事業の遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭等の貸付け
- (6) 新聞販売店における折込広告
- (7) 浴場業、飲食業等における広告の掲示

⑦ 参 考 先物取引に係る資産の譲渡等の時期（基通9-1-24）

商品の先物取引を行った場合で、一定の期日までに反対売買することにより差金の授受によって決済したときは、その先物取引は資産の引渡しを伴わない取引であるから資産の譲渡等には該当しない。ただし、現物の引渡しを行う場合には、その引渡しを行う日に資産の譲渡等が行われたことになる。

# 2-7    みなし譲渡

 ポイント整理

■    **みなし譲渡**（法4④）

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 個人事業者          | 個人事業者の家事消費等        |
| 法            人 | 法人のその社の役員に対する資産の贈与 |

~~~~~

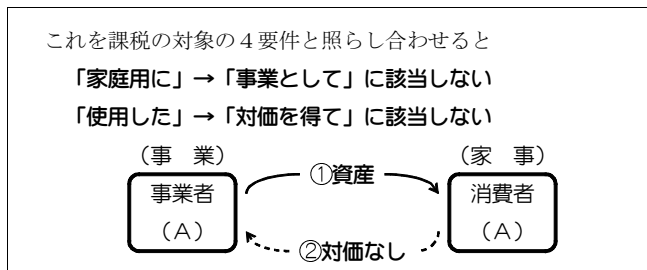
■ 概 要

課税の対象の4要件をすべて満たした場合に「課税の対象」となる訳であるが、その4要件を満たさずに課税の対象となるものがある。これを「みなし譲渡」という。

みなし譲渡は、4要件を満たしていないが、消費税法上、「事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」と規定されていることから課税の対象となる。

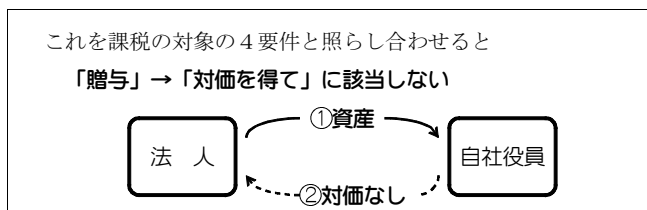
1 個人事業者の家事消費等

【具体例】個人事業者（A）が商品を家庭用に使用した。



2 法人のその社の役員に対する資産の贈与

【具体例】法人が商品をその社の役員に対して贈与した。



(1) 自社使用等（基通5-2-12）

事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費し又は使用する行為は、資産の譲渡に該当しない。

(2) 役員に対する無償譲渡等（基通5-3-5）

みなし譲渡は、その役員に資産を無償で譲渡した場合をいい、無償貸付け、無償による役務の提供は、みなし譲渡とはならない。

課税の対象

〈メ モ〉

テーマ 3 輸入取引の課税の対象

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
3－1 輸入取引の課税の対象		
1 課税の対象	法4②	☆☆☆
2 みなし引取り	法4⑤、令7	☆

3 - 1 輸入取引の課税の対象

 ポイント整理

1 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

※ 外国貨物

輸出の場合	輸出の許可を受けた貨物をいう。
輸入の場合	外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

2 みなし引取り（法4⑤、令7）

保税地域からの引取り とみなす場合	保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす。
保税地域からの引取り とみなさない場合	次に掲げる場合には、みなし引取りの規定の適用はない。 (1) その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され又は使用された場合 (2) 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本をその検査のために消費し、又は使用する場合 (3) 食品衛生法等の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて消費し、又は使用する場合

(1) 無償による貨物の輸入等（基通5-6-2）

保税地域から引き取られる外国貨物については、国内において事業者が行った資産の譲渡等の場合のように、「事業として対価を得て行われる」ものには限られない。したがって、保税地域から引き取られる外国貨物に係る対価が無償の場合又は保税地域からの外国貨物の引取りが事業として行われるものではない場合のいずれについても課税の対象となる。

(2) 保税地域において外国貨物が亡失又は滅失した場合（基通5-6-4）

保税地域にある外国貨物が災害等により亡失し、又は滅失した場合には、みなし引取りの規定は適用されない。

課税の対象

〈メ モ〉

テーマ 4 国内取引の非課税

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
4－1 国内取引の非課税	法6①、別表第一	☆☆☆
4－2 土地等の譲渡及び貸付け	別表第一、一	☆☆☆
4－3 有価証券等の譲渡	別表第一、二	☆☆☆
4－4 利子を対価とする金銭の貸付け等	別表第一、三	☆☆☆
4－5 資産の譲渡で一定のもの	別表第一、四	☆☆
4－6 役務の提供で一定のもの	別表第一、五	☆☆
4－7 社会保険医療に係る資産の譲渡等	別表第一、六	☆☆
4－8 社会福祉事業等としての資産の譲渡等	別表第一、七	☆
4－9 助産に係る資産の譲渡等	別表第一、八	☆
4－10 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供	別表第一、九	☆
4－11 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等	別表第一、十	☆☆
4－12 一定の教育として行う役務の提供	別表第一、十一	☆
4－13 教科用図書の譲渡	別表第一、十二	☆
4－14 住宅の貸付け	別表第一、十三	☆☆☆

4 - 1 国内取引の非課税

 ポイント整理

■ 国内取引の非課税（法6①、別表第一）

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには消費税を課さない。

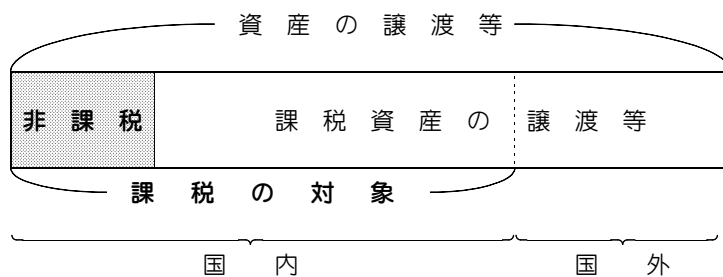
《別表第一》

非 課 税 取 引	税の性格から課税することになじまないもの	1 土地等の譲渡及び貸付け 2 有価証券等の譲渡 3 利子を対価とする金銭の貸付け等 4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡 5 物品切手等の譲渡 6 行政手数料等 7 外国為替業務に係る役務の提供
	社会政策的な配慮に基づくもの	8 社会保険医療等 9 社会福祉事業等 10 助産に係る資産の譲渡等 11 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供 12 身体障害者用物品の譲渡等 13 学校等の教育に関する役務の提供 14 教科用図書の譲渡 15 住宅の貸付け

■ 概 要

消費税は、消費に対し負担を求める性格の税であることから、土地に係る取引（譲渡、貸付け）や、金融、証券、保険等の金融取引などには課税しないこととしている。

また、低所得者や社会的弱者の税負担を軽くするため政策的見地から医療、福祉、教育の三分野に非課税となるものを設けている。



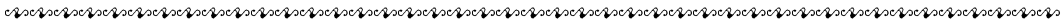
4 - 2 土地等の譲渡及び貸付け

 ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、一）

土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）

土地 関 係	譲 渡			→	非課税
	貸 付 け	土地のみの貸付け	貸付期間 1 月以上	→	
			貸付期間 1 月未満	→	課 税
		施設（住宅以外）の貸付けに伴うもの （駐車場・建物・野球場・テニスコート等）		→	
		役務の提供（土地の仲介・造成・鑑定等）		→	



■ 土地等の譲渡及び貸付け

非課税となる場合	(1) 土地等の譲渡 (2) 貸付期間が1月以上の土地の貸付け
非課税とならない場合 (=課税取引)	(1) 貸付期間が1月未満の土地の貸付け (2) 施設（住宅以外）の利用に伴って土地が使用される場合の土地の貸付け

(1) 土地の上に存する権利（基通6-1-2）

地上権、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権及び土地を目的物とした抵当権は、これに含まれない。

※	地 上 権……他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利
	地 役 権……自己の土地の便益のために、他人の土地を使用する権利
	永 小 作 権……耕作のために小作料を支払って他人の土地を使用する権利
	鉱 業 権……鉱産物を採取する権利
	温泉利用権……温泉を汲み上げる権利
	抵 当 権……被担保債権の弁済に関する権利

(2) 借地権に係る更新料、名義書換料（基通6-1-3）

借地権に係る更新料（更改料を含む。）又は名義書換料は、土地の上に存する権利の設定若しくは譲渡又は土地の貸付けの対価に該当する。

非課税となる場合	借地権に係る更新料、名義書換料
非課税とならない場合 (=課税取引)	更新手数料

(3) 土地の貸付期間の判定（基通6-1-4）

土地の貸付けから除外される「貸付期間が1月未満の場合」とは、**契約による貸付期間**が1月に満たない場合を指す。

(4) 土地付建物等の貸付け（基通6-1-5）

次に掲げる場合には、土地の貸付けから除かれ、その土地を含めた全体をその施設の利用（貸付け）として考える。

- ① 野球場・プール・テニスコート・駐車場等の貸付け
- ② 区分収受の地代

建物の貸付け等に伴って家賃を事業者が建物分と土地分に区分して収受している場合においても、それらは全て建物に係る家賃として取り扱う。

【図 解】 土地付建物の貸付け



※ 非課税となる土地の貸付けから除かれる

(5) 土地等の譲渡又は貸付けに係る仲介手数料（基通6-1-6）

土地等の譲渡又は貸付けに係る仲介料を対価とする役務の提供は、課税資産の譲渡等に該当する。

〈メ モ〉

4 - 3 有価証券等の譲渡

 ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、二）

有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、一定の支払手段（収集品及び販売用の支払手段を除く。）その他これに類する一定のものの譲渡

有価証券 関 係	譲 渡	有価証券（株式、公社債、受益証券等）	→	非課税
		支払手段（現金、約束手形等）	→	
		金銭債権（貸付金、売掛金、未収金等）	→	
		ゴルフ場利用株式、ゴルフ会員権等	→	課 税
	役務の提供（有価証券売買委託手数料等）		→	

(1) **有価証券**（基通6-2-1(1)）

- ① 国債証券、地方債証券、社債券、株券、新株予約権証券など
- ② 投資信託、貸付信託、特定目的信託等の受益証券
- ③ 受益証券発行信託の受益証券
- ④ コマーシャルペーパー（ＣＰ）
- ⑤ 抵当証券
- ⑥ 外国債、海外ＣＰ等
- ⑦ オプションを表示する証券又は証書
- ⑧ 外国法人発行の譲渡性預金証書（ＣＤ）

※ 抵 当 証 券……土地、建物等の抵当権付き貸付債権を証券化したもの

(2) **有価証券に類するもの**（基通6-2-1(2)）

- ① 有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの
- ② 合名会社、合資会社、合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分
- ③ 株主又は投資主となる権利等
- ④ 貸付金、預金（国内譲渡性預金証書（ＣＤ）を含む。）、売掛金等の金銭債権

(3) **船荷証券等**（基通6-2-2）

船荷証券、貨物引換証、倉庫証券や株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権等は、有価証券等に含まれない。

※ 船 荷 証 券 } ……運送荷物の引換証
貨物引換証 }

倉 庫 証 券……倉庫業者が物品の保管を委託している者の求めに応じて発行する証券

(4) **支払手段**（基通6-2-3）

- ① 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- ② 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形及び信用状（Ｌ／Ｃ）
- ③ 約束手形
- ④ ①～③に類するもので、支払のために使用することができるもの

4 - 4 利子を対象とする金銭の貸付け等

 ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、三）

利子を対象とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に
係る信託報酬を対象とする役務の提供及び保険料を対象とする役務の提供その他これらに
類する一定のもの

利 子 保険料 保証料	利 子	国債・社債・預貯金・貸付金等の利子	→	非課税
		投資信託の収益分配金		
		割引債の償還差益等		
	保 険 料	保険料・共済掛金	→	課 税
		保険に伴う事務手数料	→	
	保 証 料	信用の保証料・物上保証料	→	非課税

(1) 利子に対価とする貸付金等（基通6-3-1）

利子に対価とする貸付金等には、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が該当する。

- ① **国債、地方債、社債、新株予約権付社債、投資法人債券、貸付金、預金等の利子**
- ② **信用の保証料**
- ③ 合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託の信託報酬
- ④ **保険料**（厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く。）
- ⑤ **集団投資信託（合同運用信託、証券投資信託等）等の収益分配金**
- ⑥ 相互掛金又は定期積金の給付補填金及び無尽契約の掛金差益
- ⑦ 抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）の利息
- ⑧ **割引債（利付債を含む。）の償還差益**
- ⑨ **手形の割引料**
- ⑩ **金銭債権の買取又は立替払に係る差益**
- ⑪ 割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせんの手数料※
- ⑫ 割賦販売等に準ずる方法により資産の譲渡等を行う場合の利子又は保証料相当額※
- ⑬ 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）の賃貸料
- ⑭ **物上保証料**
- ⑮ 共済掛金
- ⑯ 動産又は不動産の貸付けを行う信託で、貸付期間の終了時に未償却残額で譲渡する旨の特約が付せられたものの利子又は保険料相当額※
- ⑰ リース取引でその契約に係るリース料のうち、利子又は保険料相当額※

※ 契約においてその額が明示されている部分に限る。

(2) 保険代理店報酬等（基通6-3-2）

保険代理店が収受する役務の提供に係る代理店手数料又は保険会社等の委託を受けて行う損害調査又は鑑定等の役務の提供に係る手数料は、課税資産の譲渡等の対価に該当する。

(3) 償還有価証券に係る償還差益（基通6-3-2の2）

償還差益を対価とする国債等の取得は非課税となるが、その国債等が償還有価証券に該当する場合の償還差益には、その償還有価証券を取得した日の属する事業年度から償還の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度における法人の所得の金額の計算において、益金の額に算入した同項の調整差益のすべてが含まれる。

(4) 前渡金等の利子（基通6-3-5）

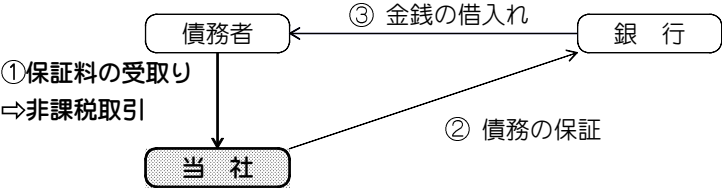
前渡金等に係る利子のようにその経済的実質が貸付金であるものに係る利子は、利子に対価とする資産の貸付けに該当する。

⑦ 参 考 利子を対価とする貸付金等

■ 信用保証料と物上保証料

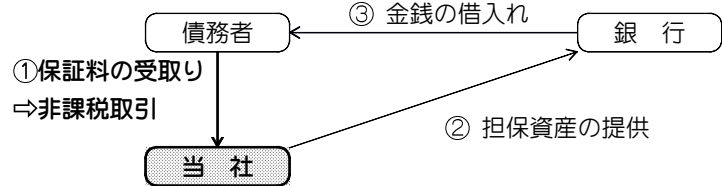
(1) 信用保証料

他の者の借入金の保証人となることに伴い収受する保証料をいう。



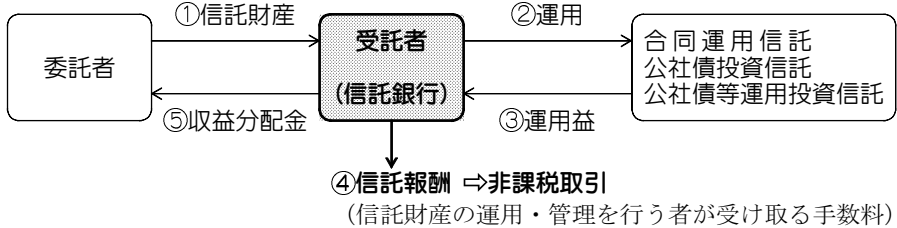
(2) 物上保証料

他の者の金銭等の借入れに伴い、担保資産を代わりに提供することにより収受する保証料をいう。



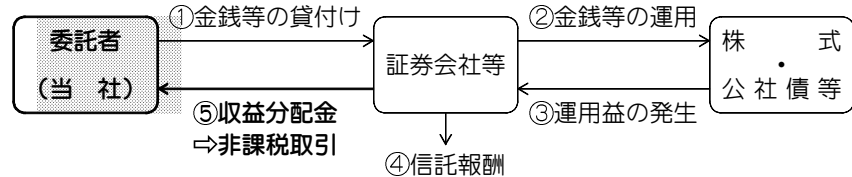
■ 合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託の信託報酬

合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用投資信託において、受託者が受け取る信託報酬は利息と同じ性質であることから非課税となる。なお、これら以外の信託報酬は課税取引となる。



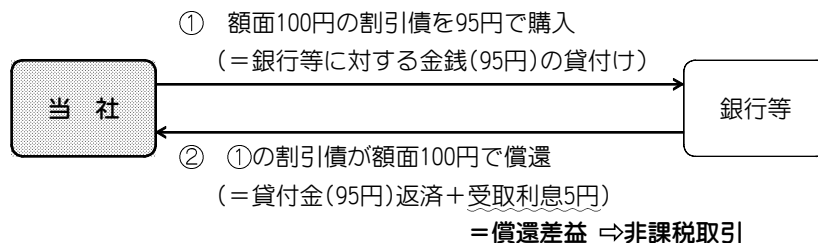
■ 集団投資信託等の収益分配金

証券会社等が委託者から預かった金銭等を株式や公社債に運用するシステムをいう。



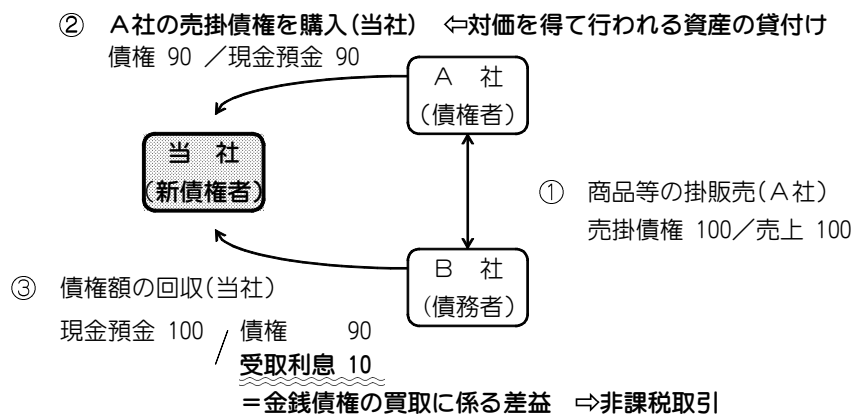
■ 割引債の償還差益

割引債とは、債券を額面金額よりあらかじめ低い価額で発行し、満期償還時に債券購入者に対し額面金額を返還するものであり、実質的には、発行価額（＝債券購入者の購入価額）と額面金額との差額（＝償還差益）が割引債に係る利息となる。



■ 金銭債権の買取差益

【具体例】 当社は、A社から、A社がB社に対して有していた売掛債権（債権金額100）を90で購入し、B社から債権金額100を回収した。



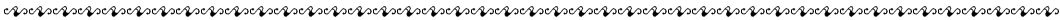
4 - 5 資産の譲渡で一定のもの

 ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、四）

次の資産の譲渡	
(1)	郵便事業株式会社等が行う郵便切手類又は印紙の譲渡
(2)	地方公共団体等が行う証紙の譲渡
(3)	物品切手等の譲渡

資 産 の 譲 渡	郵便切手類 印紙	販売場所	郵便事業株式会社 郵便局株式会社の営業所等 郵便切手類販売所 印紙売りさばき所	→	非課税
			上記以外の場所	→	課税
	証紙	販売者	地方公共団体又は売りさばき人が行うもの	→	非課税
			上記以外の者	→	課税
	物品切手等			→	非課税



(1) 証紙とは

証紙とは、代金の支払いを証明するために、書類等に貼付する紙をいう。

(例) パスポート（旅券）の取得を申請する際に、申請書類に貼付する手数料相当額の収入証紙

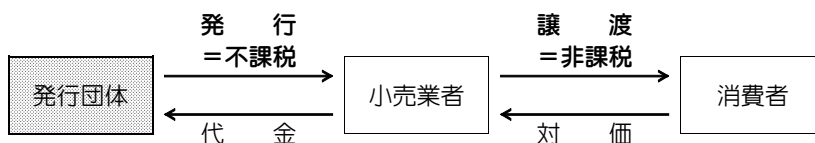
(2) 物品切手等（基通6-4-3、6-4-4）

「物品切手等」とは、例えば、商品券、ビール券、旅行券、いわゆるプリペイドカード（図書カード、テレホンカードなど）その他これに類するもののように物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供に係る給付請求権を表彰する証書をいう。

(3) 物品切手等の発行（基通6-4-5）

事業者が、物品切手等を発行し、交付した場合において、その交付に係る相手先から収受する金品は、資産の譲渡等の対価に該当しない。

【図 解】 物品切手等の発行



4-6 役務の提供で一定のもの



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、五イ～ニ）

次の役務の提供

- (1) 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
- (2) 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
- (3) 外国為替業務に係るもの

(1) **非課税となる行政手数料等の範囲等**（基通6-5-1）

- ① 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う登記、登録、許可、指定、検査、証明等の事務の手数料等で、その徴収について法令に根拠があるもの
(住民票等の発行手数料、建物建築確認申請手数料など)
- ② 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う登録等の手数料等で、その徴収について法令に根拠がないもので一定のもの（弁護士等の登録手数料など）
- ③ 国又は地方公共団体が法令に基づき行う他の者の徴収すべき料金、賦課金等の滞納処分について、法令に基づき他の者から徴収する手数料等
- ④ 独立行政法人等が徴収する一定の手数料等

(2) **非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供の範囲**（基通6-5-3）

- ① 外国為替取引
- ② 対外支払手段（信用状、旅行小切手）の発行
- ③ 対外支払手段の売買又は債権の売買

4-7 社会保険医療に係る資産の譲渡等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、六）

健康保険法等に基づく一定の資産の譲渡等

~~~~~

## 4-8 社会福祉事業等としての資産の譲渡等



### ポイント整理

#### ■ 非課税項目（別表第一、七）

次の資産の譲渡等

- (1) 介護保険法に基づく一定の居宅サービス及び施設サービス等
- (2) 社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等（一定の生産活動に基づくものを除く。）

~~~~~

1 社会保険医療に係る資産の譲渡等

■ 医薬品・医療用具の販売（基通6-6-2）

医療品又は医療用具の給付で、健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等は非課税となるが、これらの療養等に該当しない医薬品の販売又は医療用具の販売等は課税資産の譲渡等に該当する。



留意点

社会保険医療等以外の自由診療（健康診断料、人間ドック費用、差額ベッド代、美容整形等）や、社会保険診療以外の医薬品・医療用具の販売等は、課税取引に該当する。

2 社会福祉事業等としての資産の譲渡等

(1) 介護サービスの範囲（基通6-7-2）

介護保険法の規定により要介護被保険者に対して支給される介護サービス費に係る部分のみが非課税となるわけではなく、同法に規定する居宅サービス及び施設サービスとして提供されるサービスの全部が非課税に該当することとなる。

(2) 福祉用具の取扱い（基通6-7-3）

居宅要介護者等が福祉用具の貸与を受け又は購入した場合に、その貸与又は購入に要した費用の一部が介護保険により支給される場合であっても、その福祉用具の貸付け又は譲渡は原則的に非課税とはならないが、その福祉用具が「身体障害者用物品」に該当する場合には非課税となる。

(3) 生産活動等の意義（基通6-7-6）

① 生産活動が行われる事業

身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、その自立を助長し、自活させることを目的とする一定の事業等をいう。

② 生産活動に基づくもの

生産活動が行われる事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、非課税とはならず、課税される。

4-9 助産に係る資産の譲渡等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、八）

医師等による助産に係る資産の譲渡等

4-10 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、九）

埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供

4-11 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等



ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十）

身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他一定の資産の譲渡等

1 助産に係る資産の譲渡等

■ 妊娠中及び出産後の入院に係る差額ベッド料等の取扱い（基通6-8-3）

妊娠中の入院及び出産後の入院における差額ベッド料及び特別給食費並びに大学病院等の初診料についても全額が非課税となる。

2 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供

埋葬料、火葬料のみが非課税となり、墓石、葬式、葬儀の費用、花輪代及び生花代は課税取引となる。

3 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等

(1) 部分品の取扱い（基通6-10-2）

身体障害者用物品の部分品については、身体障害者用物品には該当しない。

(2) 改造の取扱い（基通6-10-3）

身体障害者用物品以外の物品を身体障害者用物品に改造する行為は、身体障害者用物品の製作の請負として非課税となる。

参 考 身体障害者用物品の範囲等（令14の4①②）

① 身体障害者用物品の範囲

非課税対象となる身体障害者用物品とは、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすその他の物品で、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。

② 非課税対象となる資産の譲渡等の範囲

イ 身体障害者用物品の譲渡

ロ 身体障害者用物品の貸付け

ハ 身体障害者用物品の製作の請負

ニ 身体障害者用物品の修理で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

4-12 一定の教育として行う役務の提供

ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十一）

学校教育法等に規定する一定の教育として行う役務の提供

~~~~~

## 4-13 教科用図書の譲渡

### ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十二）

学校教育法に規定する教科用図書の譲渡

~~~~~

1 一定の教育として行う役務の提供

(1) 教育として行う役務の提供の範囲（令14の5）

- ① 授業料
- ② 入学金・入園料
- ③ 施設設備費
- ④ 入学検定料・入園検定料
- ⑤ 在学証明書・成績証明書等の手数料

(2) 学校教育関係の非課税範囲（基通6-11-1）

教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち上記(1)を対価とするものである。

- ① 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学等における教育
- ② 学校教育法に規定する専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程における教育
- ③ 学校教育法に規定する各種学校における教育（修業期間が1年以上であることその他一定の要件に該当するものに限る。）

（注）予備校、算盤塾等における教育は非課税とはならない。

- ④ 独立行政法人水産大学校等を設置する者がその施設における教育（職業訓練を含む。）として行う役務の提供で一定のもの

2 教科用図書の譲渡

(1) 教科用図書の供給手数料の取扱い（基通6-12-2）

教科用図書の供給業者等が、教科用図書の配送等の対価として収受する手数料については、非課税とはならない。

(2) 補助教材の取扱い（基通6-12-3）

参考書又は問題集等で学校における教育を補助するためのいわゆる補助教材の譲渡については、その補助教材を学校が指定した場合であっても非課税とはならない。

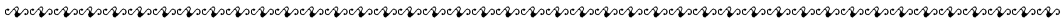
4-14 住宅の貸付け

 ポイント整理

■ 非課税項目（別表第一、十三）

住宅の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るものと
し、貸付期間が1月未満の場合その他一定の場合を除く。）

住 宅 関 係	譲 渡（住宅として使用してきた建物の譲渡）			課 税
	貸付け	住宅（社宅等）	貸付期間 1 月以上	非課税
			貸付期間 1 月未満	課 税
		住宅以外（事務所・店舗・倉庫・保養所等）		
		役務の提供（建物売却手数料等）		



■ 住宅の貸付け

非課税となる場合	住宅（社宅等）の貸付けの場合
非課税とならない場合 （＝課税取引）	(1) 事務所、店舗、倉庫、保養所等の居住用以外の貸付け (2) 居住用であっても、契約による貸付期間が1月未満の場合 (3) 旅館業法第2条第1項に規定する旅館、ホテル、貸別荘、 ウィークリーマンション、リゾートマンション等の貸付け (4) 住宅として使用していた建物の譲渡

(注) 居住用であるか否かは、契約書上の様態により判断する。

(1) 転貸する場合の取扱い（社宅）（基通6-13-7）

社宅については、「社員への貸付け」及び「法人が家主から借上げた場合」も非課税である。

【図 解】社宅の貸付け



(2) 共益費等（基通6-13-9、10-1-14）

共益費とは、アパート、共同住宅などの共用部分（外灯、階段、廊下など）の維持のため各世帯ごとに拠出する費用をいう。

「家賃」には、月決め等の家賃のほか、敷金、保証金、一時金等のうち返還しない部分及び共益費も含まれる。

非課税となる場合	住宅の貸付けに係る共益費
非課税とならない場合 （＝課税取引）	住宅以外の貸付けに係る共益費



留意点 共益費等

建物等の貸付けに伴う共益費、権利金、更新料等については、家賃と同様に取り扱う。

(3) 駐車場付き住宅の貸付け（基通6-13-3）

駐車場付き住宅としてその全体が住宅の貸付けとされる駐車場には、一戸建住宅に係る駐車場のほか、集合住宅に係る駐車場で入居者について1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられる等の場合で、住宅の貸付けの対価とは別に駐車場使用料等を収受していないものが該当する。

 プラスα 平成14年度本試験問題

- (1) マンション等の賃貸に係る収入 845,393,000円

マンションは、すべて住宅用であり、貸付期間は1ヶ月以上となっている。

収入の内訳は次のとおりである。

区 分	入居者本人との契約	社宅として使用する法人との契約
家 賃	598,021,000円	148,197,000円
共 益 費	52,927,000円	20,008,000円
駐車場賃貸料	26,240,000円	—

なお、共益費は共有スペースの清掃費及び水道光熱費に充てるためのものであり、駐車場賃貸料はマンションの居住者との間でマンションとは別個に契約しているマンションの隣接地にある月極め駐車場の賃貸に係るものである。

⇒ **共益費は家賃と同様に取り扱うため、非課税取引に該当する。**

⇒ **駐車場賃貸料は非課税とはならず、課税取引に該当する。**

(4) 旅館業に該当するものの範囲（基通6-13-4）

住宅の貸付けから除外される、旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業には、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業等が該当する。

したがって、ホテル、旅館のほか同法の適用を受けるリゾートマンション、貸別荘等は、たとえこれらの施設の利用期間が1月以上となる場合であっても非課税とはならない。

なお、貸家業及び貸間業（学生等に部屋等を提供して生活させるいわゆる「下宿」と称するものを含む。）については、旅館業には該当しない。

(5) 用途変更の場合の取扱い（基通6-13-8）

貸付けに係る契約において住宅として貸し付けられた建物について、契約当事者間で住宅以外の用途に変更することについて契約変更した場合には、契約変更後のその建物の貸付けは、課税資産の譲渡等に該当することとなる。

(注) 貸付けに係る契約において住宅として借り受けている建物を賃借人が賃貸人との契約変更を行わずに、その賃借人において事業の用に供したとしても、その建物の借受けは、その賃借人の課税仕入れに該当しない。

 プラスα 平成15年度本試験問題

- (1) 居住用賃貸マンションに係る賃貸収入等 14,687,000円

この金額には、次のものが含まれているが、それ以外は通常のマンション家賃収入である。

(省略)

- (B) マンションの賃借人Cは、前課税期間の4月1日から当社との賃貸借契約によりマンションを居住用として賃借していたが、当課税期間の3月1日から契約条件を事業用に用途変更することを申し出て、当社もこれを承諾した。

その契約変更後の賃貸料 85,000円

⇒ **契約変更前の賃貸料は居住用のため非課税取引に該当し、契約変更後の賃貸料(85,000円)は事業用のため課税取引に該当する。**

 プラスα 平成18年度本試験問題

- (1) 「住宅マンション」に係る家賃収入(共益費を含む。以下同じ。) 10,294,000円

このうちには、賃貸借契約上用途を住宅用と定めているにもかかわらず、実際には甲社に無断で事務所用として使用していた入居者Aからその使用していた期間について収受したものの700,000円と事務所用としてその契約を変更(当課税期間の2月1日)した同日以後の期間について収受したものの160,000円とが含まれているが、その他はすべて一般の居住用マンションに係るものである。

(省略)

⇒ 住宅として借り受けている建物を契約変更を行わずにその賃借人において事業の用に供したとしても、契約変更後の建物の貸付けのみが課税資産の譲渡等に該当する。したがって、**家賃収入のうち契約変更後の賃貸料(160,000円)のみが課税取引に該当し、これ以外(10,294,000円－160,000円＝10,134,000円)は非課税取引に該当する。**

非課税

〈メ モ〉

テーマ 5 輸入取引の非課税

項 目 及 び 内 容	参照条文	重要度
5－1 輸入取引の非課税	法6②、別表第二	☆

5 - 1 輸入取引の非課税

 ポイント整理

■ 輸入取引の非課税（法 6 ②、別表第二）

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない。

《別表第二》

非 課 税 貨 物	(1) 有価証券等
	(2) 郵便切手類
	(3) 印 紙
	(4) 証 紙
	(5) 物品切手等
	(6) 身体障害者用物品
	(7) 教科用図書